

第33回豊島廃棄物処理協議会議事録

日時：平成26年8月2日（土）13：30～15：35

場所：豊島公民館

I 出席協議会員（15名）

①学識経験者

（会長）岡市友利

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、山本彰治、○濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、川田浩司、大山智、大森利春、三好謙一、○武本哲史、木川佐智子（山本泰代理）

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約40名

②公害等調整委員会審査官 遠山敦士

③報道関係 4社（四国新聞、読売新聞、毎日新聞、共同通信）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・植田会長代理の欠席
- ・県側協議会員の変更（川田協議会員、山本（泰）協議会員、大山協議会員、武本協議会員）
- ・山本（泰）協議会員の代理として、木川室長の出席
- ・公害等調整委員会の遠山審査官の出席

岡市会長挨拶（要旨）

- ・豊島廃棄物等処理事業については、調停条項に従い、共創の理念に基づいて事業を進めており、平成15年9月に本格処理を開始してから11年が経過しようとしているが、この間に様々な問題が出てきた。直島の熔融炉のトラブル、豊島処分地から掘り出されるドラム缶など、思いがけないことがいろいろ起こっている。
- ・このような中、廃棄物の処理済量と残存量を合計した全体量については、重量ベースで、これまで公害等調整委員会が50数万トンと推定した量を超えて、現在、約91万9千トンと推定されている。
- ・豊島住民が最も懸念していることは、処理完了時期ではないかと思うが、現在のところ、処理完了時期は平成29年2月と見込まれている。管理委員会としても、あるいは県としても、それまでには廃棄物を処理したいと考えている。
- ・しかし、廃棄物の性状がかなり変わっている。また、先ほど申したように、施設の老

朽化等予測できないリスクが発生しないとも限らない。調停条項で定められた処理期限まで残された2年8カ月、これらの困難をどのようにして乗り越えていくのか。県、豊島住民、管理委員会の三者が共創の理念をもって、何とか乗り越えていきたいと思っている。県は、施設の管理やその他作業について、緊張感をもってこの事業を続けていただきたい。また、豊島住民にもぜひ協力をお願いしたい。

- ・協議会員の皆様には、これまでも様々な意見をいただいたが、本日も率直な意見をいただいて、この協議会から豊島の将来を見つめるような新しいものが出てくれば、なお結構だろうと思っている。

議題

(1) 協議会の運営について

- ・議事録署名人に、濱中協議会員、武本協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況等について

○県側

- ・処理事業開始の平成15年度から平成26年度までの年度別の処理実績量であるが、平成25年度の処理計画では、直島での中間処理、焼却溶融処理として73,711トン処理する予定であったが、平成25年度の処理実績は、77,075トンとなった。平成15年度から処理を開始し、平成16年度から平成19年度までは、5万トンを少し超える程度の実績で、その後各種処理量アップ対策を行い、平成20年度は6万トン余り、平成21年度以降はほぼ安定して7万トンを超える処理ができている。
- ・平成25年度末までの処理量合計は、重量ベースで665,168トンであり、今年度6月末までの累計では、684,024トンとなっている。廃棄物等の全体量に占める処理量合計の割合は81.5%である。これは溶融等の処理を行う廃棄物等の全体量約84万トンに占める、今年6月末までの処理率が81.5%であるということを示している。
- ・平成24年度末から直下汚染土壌の処理を開始しており、平成25年度には3,579トンを処理した。今年度については、現在まで処理実績はないが、今年6月末までの累計では4,226トン処理している。現在のところ、計画量に対して処理実績が大きく下回っている状況であるが、昨年9月、10月の台風等の影響で、処分地南側が冠水して掘削が計画よりも遅れたことが主な要因である。なお、直下汚染土壌の処理については、最終年度まで見通しても、三菱マテリアル九州工場の受入れ可能量から勘案しても、余裕のある計画となっており、十分に期限内で処理できるものと考えている。
- ・廃棄物等と直下汚染土壌を合わせた全体処理実績は、今年度6月末までで688,250トンで、全体量約91万1千トンに占める割合は、75.6%となっている。なお、この率については、先日、7月27日開催された豊島廃棄物等管理委員会において、処理対象量の見直しということで、全体量が約91万9千トンに見直されている。先ほど約91万1千トンに占める割合を75.6%と説明したが、7月27日の管理

委員会で承認いただいた全体量約91万9千トンに対する率では74.9%の進捗率で、ほぼ第3コーナーをまわって、第4コーナーに入るかなという状況である。

- ・今年度4月から6月の直島での中間処理計画は、4月が5,919トン、5月が6,117トン、6月が5,863トンであったが、処理実績は4月が6,684トン、5月が6,292トン、6月が5,880トンで、いずれも計画は上回っているものの、熔融炉のみで比較すると5月と6月にそれぞれ1号炉、2号炉でボイラーダスト排出装置の閉塞によるトラブルが発生したことで、それぞれ約3日間処理停止となり、5月、6月は良くない結果となっている。
- ・なお、ロータリーキルン炉については、計画を大きく上回って処理が進んでいる。
- ・直下汚染土壌については、先ほど説明したように、今年度、現在までのところ処理実績はない。ただ、6月末に処分地内に直下汚染土壌排出のための外周道路が完成するとともに、先月、処分地南側の1層目での掘削を終え、現在2層目の完了判定調査を行っているところで、基準超過でセメント原料化処理対象の土壌が、今後一定量確保できれば、三菱マテリアル九州工場へ順次搬出したいと考えている。
- ・今年度4月から6月までの廃棄物等と直下汚染土壌を合わせた処理計画量23,899トンに対して、処理実績が18,856トンであり、やはり汚染土壌の処理ができなかったことが影響しており、進捗率は78.9%となっている。
- ・直島での焼却・熔融処理に伴い発生する副成物の有効利用について、今年度4月、5月、6月については、鉄、銅は順調に販売できている。アルミは、昨年7月にアルミ屑の再選別装置を導入し、アルミを再選別した上で、純度を上げて販売できるようになった。4月から6月までの3カ月間で457トンあまりを再選別して、8.3トン販売することができた。熔融スラグは、基本的には公共工事等のコンクリート骨材として販売しているが、今般、鉛の含有量が基準超過となったものが発生したので、6月に258.8トン三菱マテリアル九州工場セメント原料化処理した。そのほか7月分が記載できていないが、7月にも三菱マテリアル九州工場セメント原料化処理しており、鉛が基準超過したスラグは、全てそのように有効利用している。粗大スラグ、シルト状スラグ、仮置き土についても、三菱マテリアル九州工場で有効利用している。
- ・豊島、直島の見学者数について、今年度6月までの累計で豊島側400名、直島側で546名、トータルで946名の見学者を迎えており、3カ月間の累計では豊島、直島ともに昨年度を上回るペースで見学者を受け入れている。これで、処理開始以来、豊島、直島合計で、70,010名の見学者を受け入れたこととなる。豊島事業も終盤になっているが、少しでも多くの方に施設を見ていただけるよう引き続き広報等したいと考えている。

○岡市会長

- ・事業の進捗状況について、例年同様の進み具合と考えて良いのか。

○県側

- ・概ねそのとおりであるが、ただ今年度については、汚染土壌が搬出できていないことに加え、中間処理において、5月、6月のボイラーダストのトラブルにより熔融炉の処理実績が計画を若干下回っている。

○岡市会長

- ・今後の見通しとしては、このレベルを維持できるか。

○県側

- ・維持できると考えている。前述のトラブルの要素も加味して処理計画を見直し、7月27日に開催された管理委員会で承認を得たので、後ほど詳しく説明させていただく。

(3) 豊島廃棄物の処理対象量の推計及び処理計画等について

①豊島廃棄物等の処理対象量及び残存量の推計

○県側

- ・豊島廃棄物等の処理については、平成23年に処理対象量の大幅な見直しを行い、処理完了時期も当初の平成24年度末から平成28年度中になる見込みとし、現在取り組んでいる。県としては、きちんと進行管理をしなければならないと考え、大幅な見直しが行われた平成23年以降、毎年度末現在において処分地の測量調査を実施し、残存量と処理対象量全体を推計することとしている。
- ・まず、平成24年度末の処理済量と残存量について、平成25年7月28日開催の管理委員会で見直したが、今回改めて精査したところ、残存量に若干誤りがあることが分かったので、修正した。
- ・当初、処理事業開始前に豊島処分地の廃棄物等の表面を測量していることで、平成24年度末時点の測量を実施することにより、体積ベースでどれだけの廃棄物が処理済みになったか分かる。また、平成7年に公害等調整委員会が行った調査結果を基に、廃棄物がどこまで埋まっているかという面を予測していることで、そのデータと各年度末現在の高さを基に、残存量が把握できる。これらから平成24年度末における処理済量が体積ベースで414,102^m、残存量が体積ベースで173,609^mとした。
- ・なお、この残存量173,609^mのうち、先述した公害等調整委員会の調査結果を基に予測していた範囲内の廃棄物が140,860^m、これまでの掘削実績から予測範囲を超えたところに存在すると推計した廃棄物、私たちは周辺部廃棄物等と言っているが、これが32,749^mとなっており、合計が173,609^mである。
- ・それで、今回改めて精査したところ、周辺部廃棄物等が、昨年7月の管理委員会で承認いただいた数量よりも900^m少ないことが分かり、平成25年度末の測量結果に基づいて推計し直すに当たり、修正した。
- ・平成24年度末の処理済重量は588,093トンであり、これは直島の間接処理施設等で実際に処理した重量である。この588,093トンという処理実績を、測量結果による処理済体積414,102^mで割ると、廃棄物等の密度が1.42と算出される。この密度1.42を、測量で得られた平成24年度末の残存体積173,609^mに乗じて、残存する廃棄物等の重量を246,526トンと推計した。あわせて、直下汚染土壌についても、測量結果から44,677^mと体積を算出し、これまでの掘削実績から算出した密度1.68を用いて、平成24年度末現在の重量を75,058トンと推計している。よって、平成24年度末の廃棄物と直下汚染土壌の合計を、重量ベースで909,677トンと推計した。
- ・今年4月5日、6日に実施した、現地での3次元レーザー測量の結果から、平成25

年度末の処理済量及び残存量を推計した。測定の結果、平成25年度末までの処理済体積は466,852 m³となった。また、平成25年度末までに直島で焼却熔融処理等された処理重量は665,168トンであるので、これを割り算して、平成25年度末の廃棄物等の密度を1.43とした。

- ・残存量については、測定結果等から130,765 m³と推計されている。公害等調整委員会の調査結果による予測範囲内の廃棄物が130,765 m³のうち99,596 m³、先ほど周辺部廃棄物等と説明したが、公害等調整委員会の調査結果の予測範囲外にある廃棄物が推計31,169 m³で、その合計が残存体積130,765 m³である。
- ・特に、この周辺部廃棄物等については、平成25年度に掘削を終了しているD測線西側の掘削区域から8,519 m³が、昨年度に掘削された。また、第1工区の平坦部から1,549 m³が、つぼ掘りから220 m³が掘削され、斜面部においては1,111 m³が掘削された。E5周辺においても、今年度、895 m³が既に掘削されている。また、今後掘削が想定される箇所、北海岸の道路下に、測定結果から2,407 m³の廃棄物等があるだろうと推計されている。今後掘削する予定区域で、公調委の予測範囲よりも深く廃棄物が埋設されていると想定する区域、36,000 m³であるが、ここに15,767 m³の廃棄物が残存すると考えている。つぼ掘りであるが、つぼ掘りが想定されている区域、36,300 m³に対して、約12,100 m³の廃棄物が掘削されると予測している。これは、貯留トレンチを設置している場所、結構深掘りになったところであるが、それらの実績を基に推計して、公調委の予測の範囲を超える、周辺部廃棄物等の平成25年度末の残存量の合計として31,169 m³とした。先ほど公調委の調査結果による予測範囲内の廃棄物99,596 m³を合計して、廃棄物等の残存量を130,765 m³とした。
- ・直下汚染土壌については、測定の結果、体積が39,934 m³となった。実績から密度が1.68であること判明しているので、重量を67,090トンと推計した。
- ・廃棄物と直下汚染土壌を合計すると、体積は637,551 m³となり、体積ベースでは若干増加している。廃棄物の増加分が多いので、重量ベースで919,252トンと見直しを行い、7月27日の管理委員会でも承認いただいたところである。
- ・平成25年度単年度の処理量は、体積が52,750 m³で、重量が77,075トンとなっている。

② 年度別・処理方法別処理計画等

○県側

- ・先ほど説明した測定結果から推計した廃棄物等の残存量に基づき、廃棄物等性状データベース、熔融処理の試験結果及び熔融炉休炉実績等を勘案して、昨年7月開催の第32回管理委員会で承認された現行の年度別・処理方法別処理計画を見直すとともに、今年3月開催の第34回管理委員会で承認された平成26年度「運転・維持管理計画」及び「副成物の有効利用計画」を変更したものである。
- ・まず、見直しに当たっての条件であるが、①先ほど説明した測定結果により、処分地内の直下汚染土壌を含む残存廃棄物等の量を168,184 m³と見込んでいる。②昨年7月に管理委員会で承認された計画では、残存する熔融処理対象物の土壌比率は約

48%であったが、性状調査結果から処分地全体に残存する土壌の含有比率が58.3%と推計されたため、今回熔融処理対象物の土壌比率を約59%とした。③平成25年度の掘削時の調査結果では、シュレッターダスト主体廃棄物の土壌含有率が重量ベースで平均約33重量%であり、土壌主体廃棄物の土壌含有率が重量ベースで平均約88重量%パーセントであることから、今後の均質化物の混合割合、どのように混合して直島に輸送するかという割合であるが、その割合をシュレッターダスト主体廃棄物53%、土壌主体廃棄物47%の比率で混合して均質化物を作り、直島へ輸送して、熔融処理することとしている。④処理計画を見直すに当たり、熔融炉での処理量の設定値を変更した。昨年7月の管理委員会で承認された設定値は1炉当たり日量103トンであったが、今後は1炉当たり日量95トンと設定する。今年4月下旬から土壌比率を上げた熔融処理試験を実施しており、ほぼ安定して土壌比率59%の廃棄物等の処理が可能となった5月と6月の2カ月間の試験の結果の実績値が、1炉当たり日量95トンとの結果になったことによる。なお、4月下旬から実施している土壌比率を上げた処理試験の途中で、熔融スラグの鉛の含有量が高くなり、還元運転（主燃焼室と二次燃焼室に送る空気の割合を変更して、熔融スラグに残る鉛の量を低減させる運転方法）をしている。この運転は、処理量が少し減少してしまうが、5月、6月のうち7割程度は還元運転をせざるを得ない状況であった。今後は鉛低減対策として、掘削現場において携帯型の蛍光X線分析装置などを導入し、廃棄物の鉛の量を適宜測定しながら、シュレッターダスト主体廃棄物と土壌主体廃棄物の混合作業をする中で、鉛含有量を低減させて平均化し、可能な限り還元運転の実施を抑えることとしている。計画における処理量としては、安全側をみて、還元期間を多く含む5月、6月の2カ月間の実績を用いて設定することとしている。⑤5月22日に1号炉で、6月22日に2号炉で、熔融炉ボイラーダストの排出装置にダストが落下して詰まり、ボイラーダストの除去作業を行うため、熔融炉の稼働をそれぞれ3日間程度停止した。今後も同様のトラブルが発生する恐れがあることから、これまで2炉で年間10日の予備日を設けていたが、安全側を見て、予備日を年間24日に増やすこととし、それぞれの稼働日数をこれまでの計画よりも少なくすることとした。⑥ロータリーキルン炉については、今年度の処理計画量を少なめに設定している。現在のところは順調に処理が進んでいるが、従前は約5,500トン/年処理する計画であったが、今回は4,000トン/年と設定した。

- ・今示した条件を基に年度別・処理方法別処理計画を見直すと、平成26年度以降、熔融炉で処理する均質化物の混合割合について、廃棄物を約53%として年間3万トン強、土壌主体廃棄物を47%として年間3万トン弱、合計年間6万トン前後の処理を行う計画としている。
- ・直下汚染土壌については、今回の見直しの結果、セメント原料化処理対象量を今後3年間で42,100トン、地下水浄化対象量を18,400トンと見込んでいる。
- ・そのように計算した結果、処理完了時期は平成29年2月と見込まれる。
- ・平成26年度の事業計画について、今年3月23日に開催された第34回管理委員会で承認された計画を、先ほど説明した年度別・処理方法別処理計画に合わせて変更した。運転・維持管理計画の変更内容について運転日数が若干減少し、632日/年/

2炉となっている。ただ、1炉当たりの処理量は95トン/日である。

- ・次に、副成物の有効利用計画であるが、この計画も熔融炉の処理量設定値及び稼働日数に変更があったことから、当然に副成物の発生量が変わる。それに伴い、副成物の有効利用量も変更するものである。

③第3次（平成26～28年度）掘削計画

○県側

- ・今回の測量結果を基に作成した第3次掘削計画の見直し案が、先日の管理委員会で承認された。見直しに当たっての基本的な考え方は、①処理済量、残存量の見直しを行ったのでそれを反映させる。②残存廃棄物の土壌含有率が58.3%となったので、熔融処理対象物の土壌比率を概ね59%となるように掘削する。③熔融炉の処理量設定値を1日1炉当たり95トンとする。④掘削計画については、熔融炉での処理状況や廃棄物の基底状況（どこまで廃棄物が埋まっているかという状況）により変動があると考えられるため、年度ごとの現地測量結果を基に今後も適宜見直しを行う。
- ・掘削計画図において、今年度第2期、7月から9月の掘削計画であるが、この期間の特徴としては、特殊前処理物の保管場所を北海岸の舗装道路上に移設することである。また、現在の廃棄物の均質化作業を行っている混合面の移設を検討するとともに搬出道路を南側に新設することを検討したいと思っている。最後に、貯留トレンチの近く、処分地のH測線東側を掘削したいと考えている。貯留トレンチの近くの掘削を進めると貯留トレンチ堰堤が崩落することも考えられるので、矢板施工を計画していたが、とりあえずは矢板を施工しなくても可能な高さまでは掘削してみようということで、今、掘削を進めている。
- ・今年度第3期、10月から12月の計画であるが、先ほど検討した新設搬出道路を施工するほか、均質化作業を行う混合面の移設準備のため、仮置き土を現在の保管場所から若干東に移動させる。また、H測線東側の貯留トレンチ沿いの矢板施工を検討したいと考えている。
- ・今年度第4期、年明け1月から3月の計画であるが、ちょうどこのころ、直島の中間処理施設の定期整備があるので、これに合わせて混合面を少し南側に移設するほか、新設搬出道路の運用も開始する。次に、現在の搬出道路、これは北海岸の方を回るよう設置しているが、この搬出道路を廃止して、この下に確認されている廃棄物約2,400m³の掘削を開始する。また、H測線東側、貯留トレンチ沿いの矢板について、前期の検討結果を踏まえて必要箇所のみ施工したいと考えている。
- ・平成27年度の掘削計画について、第1期であるが、北海岸道路下とC2付近の底面掘削を継続して行う。北海岸の舗装道路上の特殊前処理物の保管場所をE4付近に移設する。また、貯留トレンチ沿いの掘削完了を進めていく考えである。
- ・第2期であるが、H測線東側の貯留トレンチ付近に施工した矢板を撤去する。また、最終混合面の検討を行う。底面掘削を終えたC2付近は、地下水対策区域として、地下水浄化に着手したいと思っている。
- ・第3期であるが、南側に移設した搬出道路を延伸して、すでに掘削完了となっている区域にコンクリートヤードを設け、最終の均質化物を作成する最終混合面を施工した

いと考えている。

- ・第4期であるが、直島の定期整備の期間を利用して第3期で設置したコンクリートヤードに混合面を移設するとともに、その北側の掘削完了区域に最終の廃棄物の仮置きヤードを敷設することを検討したい。
- ・最終年度、平成28年度の掘削計画について、第1期の計画では、先ほど検討した最終の廃棄物仮置きヤードを施工する。
- ・第2期の計画では、仮置きヤードの運用を開始し、残りの区域の掘削完了を進める。
- ・第3期の計画では、残る区域の掘削完了判定等を順次進める。
- ・第4期、最終の時期であるが、1月には廃棄物の底面掘削を完了させて、仮置きヤードの廃棄物を順次使用して均質化物を作成し、中間保管・梱包施設に搬出するとともに、進入路下等の廃棄物も掘削する。また、貯留トレンチやコンクリート施設等も、できる限り撤去作業を開始して、中間保管・梱包施設に搬出しようと考えている。
- ・平成28年度末には処分地内で掘削が完了する。地下水対策区域ということで、C2、C3周辺の区域では、すでに地下水浄化対策に着手している。

○岡市会長

- ・資料のうち平成26年度分については、細かく数字を記載しているので、処理量等の推移がよく理解できるが、その後、例えば平成27年度については、処理に関する具体的な数字ははっきりしていないのか。

○県側

- ・そのとおり、先ほど方針をお伝えしたが、毎年度末の測量を行って、その結果によって、適宜計画を見直すことが、現時点での方針である。

○岡市会長

- ・そうすると、平成26年度の処理計画と資料4の掘削計画図を合わせれば、事業の進捗状況が概ね分かるということか。

○県側

- ・おっしゃるとおり、特に平成26年度に関しては、若干の見直しをしたので、資料3の表6が、月別の計画であるが、この計画と掘削計画図を見比べていただくと、整合が取れた格好になってくるかと思う。

○岡市会長

- ・豊島の方々は処分地をよく見ているから理解しやすいかと思うが、処理計画と掘削計画図を対応させるのは、やはり私たちでも難しいところがある。理解しづらいところもあると思うが、計画としては、先ほど説明があったように掘削する場所や均質化物をつくる混合面をどのように移動させるか、このような過程を繰り返しながら、掘削・搬出が完了することになるかと思う。このような作業については、議論してもなかなか頭に浮かんでこないものもある。もし、現場を見るようなことがあれば、この資料を持参し、「なるほど、そうか」と納得いただければありがたいと思う。

○住民側

- ・4点、質問をさせていただく。まず、1点目は、廃棄物の処理完了時期について、平成29年2月ごろまでかかるという説明であったが、今年度見直した処理対象量は、これ以上増加しないのか。例えば、廃棄物については、つぼ掘りが想定よりたくさん

発見される可能性はないのか、あるいは、現在、直下汚染土壌を38,000トン処理することとなっているが、どのような根拠で考えたのか。H測線東側の貯留トレンチを造成する際に、先行して掘削したところでつぼ掘りが見つかった。また、その周辺の公調委の調査結果においては、地表から50cmから1mは土壌が汚染されているだろうということであった。しかし、部分的には4mから6m程度深いところまで掘削しなければならない直下汚染土壌もあった。残り約2年半しかない状況で、この辺りの見込みをどのように考えているのか。

- ・2点目は、シュレッダーダストと土壌の混合比率で、土壌比率を59%にしたことから1日当たり95トン処理できると考えて計画を立てているが、そのままそのとおりでなく59%になるように混合して処理ができるのか、もう少し余裕を持たせることはできないのか。
- ・3点目は、残り約2年半、中間処理施設の溶融炉について、大規模修繕もせずに、どのような運転をする予定なのか。
- ・4点目は、順番に掘削していくのは理解できるが、平成27年度になると混合面についてはコンクリートヤードと記載があり、コンクリートで土間を造って混合するようであるが、その土間は、どれぐらいの厚さか。また、当然に雨が降って廃棄物層や混合面に流れた水がきちんと受けられず、汚染された浸出水になる場合、その排水対策についてはどのように考えているのか。また、平成28年度には廃棄物又は土壌を仮置きするコンクリートヤードも施工するようである。今後、どのような施設をつくり、どのような排水対策を考えているのか聞かせて欲しい。

○県側

- ・これ以上処理対象量が増えないのかという質問については、平成23年度に大幅に処理対象量が増加したことを踏まえて、毎年度末時点で処理対象量を把握するため、昨年度末時点の量を確定して、説明させていただいた。今後についても、掘削してみなければ分からない部分もあるので、毎年度末に測量をして、今後どうするかということを検証していく。調停条項で平成29年3月末までに撤去するという約束をしているので、私たちもそれは守らなければならないと思っており、その約束を守るために、測量等の結果も踏まえてどのような手法が取れるかと検討していく。
- ・また、余裕を見てはどうかとかいう話もあったが、私たちも予備日等を増加させて、若干の余裕は見ている。しかし、毎年度、毎年度数字が確定する中で、管理委員会の委員のご意見もお聞きし、また豊島住民の皆様方とそのような意見交換もしながら、考えてまいりたい。

○県側

- ・まず、進行の話としては、今、申し上げたとおりであり、毎年度末に測量して検討していくしかないと考えている。また、土壌比率に関して、処理にもう少し余裕を見てはどうかという話があった。管理委員会においても説明したが、5月、6月の2カ月間の実績から、現在、約95トン処理する計画としている。これは、延べで7割程度の期間、還元運転したが、その時の処理実績が93.8トンとなり、5月、6月の2カ月間の実績が95.0トンとなったことによる。今後、還元運転にならないような対策を取ろうと考えており、一応は安全側を見ている。また、先ほど説明したように

ダストのトラブル等に伴う予備日も増加させている。3点目、大規模修繕の予定について、来年1月の定期修繕で1号炉の大規模修繕を予定しており、2号炉は平成24年度に大規模修繕を行っている。それぞれ最後まできちんと使えるように修繕はしていきたいと考える。最後の質問、混合面については申し訳ないが、まだ施工の詳細に関して具体的な検討をしていない。今回はアウトラインを示したものと理解して欲しい。施工の詳細が決まってくれば、当然に報告させていただく。それまでに管理委員会においても審議いただく予定である。

○岡市会長

- ・混合面の施工に関して、混合面の排水、周辺の排水等について十分考慮して欲しい。

○県側

- ・今後、それらも考慮するが、現時点ではそこまで細かくどうするかということまで具体的に申し上げられるものを持ち合わせていない。申し訳ないが、今後検討する。

○住民側

- ・平成28年度第3期の掘削計画図に関して、平成29年1月から3月の直下土壌の完了判定調査の区域が示されているが、この面積がどれくらいあって、その直下土壌をどれくらいの深さまで掘り下げていく予定になっているのか伺いたい。また、その場所は、原因者が廃棄物を持ち込んだ時点の状況を考えると、かなり汚染度が高いと思われるので、そのことを勘案して直下土壌の掘削計画を立てているのかどうかお尋ねしたい。

○県側

- ・完了判定調査の区域の詳細な面積は算出していないが、図において、アルファベットや数字で示している1区画は50m×50mの2, 500㎡となっているので、目安としてその目盛りから読み取っていただけたらと考えている。また、その深さであるが、これに関しては今すぐ詳しくお答えできる状況ではないので、大まかな数字にはなるが、事務連絡会等で改めて報告させていただくことで了解いただけないか。

○住民側

- ・平成28年度末で完了するという計画になっているが、掘削計画を立てる場合、直下汚染土壌の量のある程度把握しておかなければ、平成29年2月で完了するかどうか分からない。また、直下土壌については、検査に非常に時間がかかる。50cmずつ掘り下げていくので、深くなれば果たして期間内に掘削できるかどうか分からない。平成29年2月末で完了するという計画としているのであれば、その辺りもきちんと計算に入れた計画でなければ、私は駄目だと思う。

○県側

- ・私たちは公調委の調査結果に基づいて直下汚染土壌の有無を判断している。今、手元に関係資料がないので、細かいことはお答えできないが、平成29年1月から3月の間に完了判定調査する予定の区域は、現在のところ公調委の調査結果から重金属汚染による直下汚染土壌はない区域と考えている。

○住民側

- ・平成29年2月末で完了する計画であるので、例えば、平成28年10月から12月の間の直下土壌はどれくらいあるとか、平成29年1月から3月の間の直下土壌はど

れくらいあるとか、検査に何日要するとか、ある程度予測して計画を立てなければ、平成29年2月に完了するという結論は出てこないのではないか。

○県側

- ・少し説明不足だった部分があるが、平成29年2月というのは、測量した結果、全体で約9.2万トンの処理対象量だと判明した。また、現在掘削している量と残存量が算出されて、土壌比率の割合から1日1炉9.5トンで処理をする。それを割り算して機械的に期限を試算すると、平成29年2月であるということである。だから、今の発言のような、掘削して具体的に処理工程からシミュレーションして試算したのではない。よって、具体的に本当に作業をしていくと、直下汚染土壌がどこから掘削されるかというのは、想定どおりの場合もあるだろうし、想定どおりでない場合もあるだろうと思う。そのようなことから毎年度、毎年度、処理対象量を見直して、新しい要素があればそれも加味するので、今後とも相談させていただきたい。

○住民側

- ・直下汚染土壌についても、来年度までであれば、まだ見直し可能であるが、平成29年1月ごろになると、残り1カ月しかないという状況である。そのような状況の中で直下汚染土壌が想定を超えて、例えば3倍になったとすると、明らかにもう間に合わないという事態になる。そのときになって間に合わないとなれば、手遅れであるので、それまでにどうするかということを、ある程度直下汚染土壌の最終見込み量から算出しておく必要があるのではないか。なおかつ、安全を見込んで余裕を持っていなければ、難しいと思うのだが、いかがか。

○県側

- ・先ほど申しましたように機械的に計算をして、平成29年2月という処理完了時期を試算した。今後とも、たくさん処理できる方法はないか管理委員会の委員とも相談しながら考えていこうと思っているし、様々なところで少しずつ余裕を見ているところである。ただ、ご指摘のとおり、平成29年3月末と約束した期限に対して、平成29年2月末と試算していることで、あまり余裕がないというのは私たちも感じている。私たちにとっても少しでも余裕を持って作業したいという気持ちは持っているので、ご指摘の部分も踏まえて、可能限り処理が速く進む方法や様々な方法を併せて考えていきたいと思っている。

○岡市会長

- ・私も聞いていて、直下汚染土壌の量をどのように算出するのか、表面は分かりやすいので、県側の説明も理解できる。また、下層部分においてつぼ掘りが出てきたりしないかと心配する住民側の気持ちも理解できる。住民側も直下汚染土壌の量が変わってくる恐れがないかという気持ちを持っていると思う。その辺りは様々な調査やかなりきめ細かい調査を重ねて、直下汚染土壌量を算定していただきたいと思う。

○住民側

- ・議論している平成29年1月から3月の直下土壌の完了判定調査について、もういよいよ最後である。この最後のところで完了判定調査を実施するに当たり、面積が10m×10mの区域で調査するのだから、面積から計算すると、3カ月で75カ所の調査を実施することになる。であれば、土曜日も返上して、1カ月に25箇所の調査を

実施しなければならない。次々に調査を実施して、それも1回当たり深さが50cmであるので、基準値を超過すれば、さらに下層の調査を実施しなければならないが、現実的に可能であるのか。実際に、H測線東側で貯留トレンチをつくった際には、直下汚染土壌があれほど深くあるとは思わなかった。実際に掘削してみると、一番深いところは想定よりも6mも深かった。6m深かったということは12回掘削したことになる。だから、そのような場所があって、掘削を繰り返すことになると、時間ばかりが過ぎてしまう。今発言したように余裕を持って作業しないと、修正が不可能となる。平成29年1月から3月の時期にこのようなことになると修正が利かない。だから、今であれば、まだ計画の見直しは可能である。お答えいただいた効果的な方法の検討もあるだろうが、今までの経験上、これは明らかに無理だと考える。考えてみるとそう思わないのか、実際、できないと思わないのか。75カ所の調査区域に対してもう一層ずつ掘削することになれば、2倍の150カ所の調査をしなければならないこととなる、これは無理だと思う。

○岡市会長

- ・今、無理だと決め付けられると事業を進めようがない。無理かもしれないが、それも承知しながら、様々な方法を検討する必要がある。

○住民側

- ・次の方法を考えないといけない。だから、知恵を出す必要がある。

○岡市会長

- ・期限内に終了する方法を考える必要がある。今、無理だと言わないで欲しい。

○住民側

- ・追加で1点お聞きしたい。地下水浄化対策区域になっているC測線からD測線の間の境界線について、D測線から西側に20mのところの境界線があるが、これはひょっとしたら10m程度東方へずれる可能性がある。東方にずれるようであれば、もう少し早期にこの辺りを掘削するような掘削計画を立てた方が良いのではないかと考えるが、いかがか。

○県側

- ・それについても、管理委員会の委員の承認をいただきながら検討させていただきたいと思う。あくまでこのエリアを掘削し、地下水浄化に着手しているということを意味しているだけであり、今後、そのようなご意見等は管理委員会や排水・地下水等対策検討会の委員とも相談して、考えた方が良くと思うが、今のところはそうになっていないので、とりあえずこの計画でいかせていただければと思う。適宜それは見直していくと先ほど申し上げたので、ご了解いただきたい。

○岡市会長

- ・様々な問題があって、県側も、住民側もお互いに心配しながら作業を進めているところであるが、問題に突き当たったときにはお互いに意見交換をしながら作業を進めて欲しい。

(4) 処分地内の地下水浄化対策の進め方について

○県側

- ・まず、これまでの対応と状況であるが、処分地内の地下水浄化対策については、第31回管理委員会等でご了承いただいた地下水処理の基本方針に従って対策を進めることとしており、4カ所の揚水井で試験的な揚水を行っているところである。また、6月14日に開催された排水・地下水等対策検討会において、処分地内の地下水浄化対策の進め方を整理したところである。
- ・次に、処分地内の地下水浄化対策の進め方であるが、処分地内の廃棄物等については、調停条項の処理期限まで残り2年半余りとなっている一方、地下水浄化対策については期限が定められていないものの、廃棄物等の掘削処理に支障とならない限りにおいて、可及的速やかに対応する必要がある。
- ・先日の排水・地下水等対策検討会では、地下水浄化対策を廃棄物等の掘削処理の支障とならない範囲で行うことは当然であるが、一方で廃棄物等の掘削を進めるためにも地下水揚水が必要となることのご指摘もいただいたところである。
- ・その後、地下水のために廃棄物等の掘削を中断しているC測線付近に設置した揚水井において試験を始めたが、これまで周辺の観測井の水位に変動は見られず、今後廃棄物等の掘削等を実施したとしても、その直下の地盤面は地下水位と同程度の低い位置にあると考えられる。さらに、このような区域は地下水とその水面の下に存在する土壌の汚染が相互に関連しており、地下水対策として一体的に対応する方が汚染を効率的に改善できるものと考えられる。
- ・こうした考えのもと、再整理したものが、資料の処分地内の地下水浄化対策の進め方になる。基本的な進め方として、先ほど申した地下水処理の基本方針に従うことをうたっている。次に、地下水浄化の手法として、汚染地下水を揚水し、高度排水処理施設により浄化する方法を基本とし、必要に応じて微生物等を用いて原位置で浄化する方法等を検討する。揚水井の設置場所について、汚染度の高いC測線付近、F測線付近及びH測線付近を中心として、それぞれ3カ所程度ずつ設置するほか、土壌完了判定調査結果等を踏まえて、必要に応じて揚水井を設置する。その設置場所については、より高濃度汚染の中心と推定される地点を設定することとしている。地下水とその水面の下に存在する土壌の汚染は相互に関連していることから、地下水位まで地盤面が低くなっているC測線付近のような区域においては、汚染を効率的に改善するため、早期に地下水浄化対策として一体的に対応すること、以上4点を整理した。
- ・今後の予定であるが、昨年度設置した揚水井については、油分を軽減させる装置である油水分離装置の設置完了後、本格的な地下水揚水浄化を開始することとしており、さらに、今年度は4カ所で新たな揚水井を設置する予定である。また、次年度以降も順次揚水井の設置を進めていくこととしている。

(5) 中間処理施設の最近のトラブルと対策について

○県側

- ・5月22日に1号炉において、また6月22日に2号炉において、それぞれボイラーダスト排出装置に多量のダストが落下したため、処理を停止した。1号炉、2号炉ともNo. 1ボイラーダスト排出装置に多量のダストがたまっていた。通常であれば、ロータリースクレーパというかき取り装置でダストをかき出すことになっているが、

多量のダストがたまってしまったため、このかき取り装置が動かなくなり、処理が停止した。原因としては、1号炉、2号炉、それぞれボイラー2室の上部のダストが一気に落下したことにより、排出不良を発生させたと考えられる。

- ・毎年1月の定期整備後の経過日数と蒸気の発生量の推移を見ると、土壌比率を増加させた日以降、前年度以前と比較して蒸気発生量がやや大きく減少していることから、ダストが厚みを増していることが推測できる。
- ・ダストが落下した原因としてボイラーダストの成分の変化が挙げられる。定期整備時のボイラーダストとトラブルが生じた時のボイラーダストの成分分析を比較した結果、二酸化珪素（ SiO_2 ）と酸化カルシウム（ CaO ）の成分が高くなっていた。また、定期整備時のボイラーダストとトラブルが生じた際のボイラーダストがどれぐらいの温度で溶け出すかという試験をした結果、定期整備時のボイラーダストについては1,000℃で溶け出しているのに対して、トラブル時のダストはそれ以上の高い温度にならないと溶け出さないことが分かった。
- ・結論として、土壌比率アップによる土壌成分や溶融助剤の増加が、ボイラーに付着するダストの性状を変化させ、ボイラー壁面に付くダストの厚みが増加し、そのダストが一気に取れて落下したものと考えられる。
- ・今後、考えられる対策として、スートブロウ及びランシングについては、炉の停止工事期間が2カ月と長くなることや、コスト面、安全面でも非常に問題があると考えている。このため、ボイラーに衝撃を与えてダストを払い落とすようなエアノッカーの設置及び助剤種の変更について検討を行い、次の管理委員会で報告・審議していただくこととしている。

○岡市会長

- ・エアノッカーの設置及び助剤種の変更について管理委員会で検討しようということである。助剤種の変更というのは、酸化鉄等の助剤を添加することにより、カルシウム系の助剤を減らして、付着するダストの量の軽減を試みるということか。カルシウム系の助剤を減らして鉄を加えて大丈夫かということか。

○県側

- ・助剤の変更については、今後、試験等を行い、その結果を次の管理委員会で説明したいと思っている。

○住民側

- ・ボイラーダスト対策ではないが、ボイラーダストの成分分析した結果について、酸化鉛（ PbO ）の濃度が、平成26年6月には約2.5%であるが、平成26年1月は約1.5%であった。こんなにばらつきがあることについて、どのような鉛対策を講じるのか。逆に、この程度のばらつきは、問題が起きない濃度なのか。含有量としてはすごく鉛の量が多いと思うが、還元運転するだけで大丈夫なのか。

○県側

- ・先日の管理委員会においても、溶融スラグの鉛含有量の増加について説明したが、確かに、この結果を見ると高い値にはなっているが、特出して高いという数値は示していない。

○住民側

- ・スラグは下方に、ダストは上方に集められるが、5月、6月は、ダストに鉛が少なく、スラグに鉛が含まれているのではないかと考える。先ほど説明したように鉛のばらつきが大きいので、その辺りをきちんと考えないといけないのではないかとこのことを言いたい。

○県側

- ・6月は還元運転をしていた時期であるので、本来はダストに鉛が高くなっても良いのだけれど、あまり高い数値を示していない結果になっている。それらについては、現在、細かいデータを持ち合わせていないので、ご指摘の点も検討させていただく。

(6) 北海岸送水管の漏水と送水管の移設について

○県側

- ・今年3月17日に発生した、豊島処分地北海岸送水管からの漏水の状況、対応及び送水管の移設について、報告する。
- ・漏水箇所周辺の状況と対応であるが、周辺の調査を行ったところ、漏水した水が北海岸へ流れ出した可能性は否定できないものの、大部分は処分地内に流れ込んだものと考えられた。対応として、北海岸側に流れ出した範囲の土壌を掘削・除去したほか、配管の外れた箇所の復旧作業を完了させ、漏水がないことを確認した後、高度排水処理施設への送水を再開した。
- ・水質検査の結果について、3月17日に北揚水井の地下水等を採取し、検査した結果、COD、ベンゼン、ダイオキシンが放流水の管理基準値を超過していた。3月18日に北海岸地先の海水を採取し、検査した結果、CODのみが環境基準値を超過していたが、周辺地先海域でこれまで実施しているモニタリング調査の結果と同程度であった。なお、漏水した地下水の全てが北海岸地先に流出したとしても、海域に及ぼす影響は小さいと考えられる。
- ・次に、再発防止対策として、今回外れた配管の接合部を含めて5箇所をコンクリートで固めたほか、もし、漏水した場合でも処分地側に流れるよう、土のうを設置した。
- ・抜本的な対応としては、処分地西側の斜面部の延長約74mについて、運搬通路側に移設した。送水管は漏水対策として劣化防止や離脱防止を図っている。また、万が一の場合でもこの通路上の水は全て処分地内又は北揚水井へ導水する構造となっている。
- ・なお、工事は既に完了している。

○岡市会長

- ・このような送水管の破損というのは、ない方が良いので、県側も十分注意いただきたい。幸い、海水の汚染はたいしたことなかったが、もし基準値を超えていれば、責任問題にもなりかねないので、今後よろしくお願ひしたい。

(7) 豊島住民会議提出議題について

①処理困難な特殊前処理物の処理方法

○住民側

- ・処理困難な特殊前処理物の処理方法を議題としたのは、3月に開催された管理委員会において、この処理方法が議論されて、方向性が出されたわけであるが、直島以外の

施設で焼却・熔融処理するという事なので、私たちとしては、やはり調停条項との整理が必要だろうという認識であった。そのような意味では、処理方法を巡って県と対立しているということではないので、特に大きな議論にならないだろうという認識を持っている。

- ・経過を話せば、3月に開催された管理委員会において、現在の施設では処理困難な大量のドラム缶やラガーロープ等の特殊前処理物について、迅速に処理した方が良くだろうということで、直島の中間処理施設で処理するよりは、島外へ運び、処理するとの議論があった。管理委員会の議事録も公表されているが、管理委員会の委員からも「あまり採用したくないが、やむを得ない」という意見で、細部を詰めて、次回の管理委員会において議論するとして、その管理委員会は終了した。その議論を見て、私たちとしても処理量アップ対策には協力しているので、そのような点では処理自体については特に異論はないが、やはり調停条項との関係では一定の整理が必要だろうということで、4月の事務連絡会において問題提起をしたと思う。しかし、それ以降、その問題について県は検討中として時間のみが経過し、7月の管理委員会において何か話がなされるのかと思っていたが、何もなかった。そのような状況の中で、この処理協議会の議題とし、県と、調停条項との整理が必要だという共通認識を持っておきたいということが趣旨である。
- ・住民側は、確認書（案）に記載しているような内容で考えている。逆に言えば、本来であれば県から早期に、調停条項との関係があるので、今後詳しいことが決まったら、協議しようというぐらいのことを処理協議会等において話して欲しかったというのが正直なところであり、「共創の理念」というからには、きちんとそのような話もできる処理協議会であって欲しいと私は思っている。
- ・もともと特殊前処理物も最終的には直島の中間処理施設で処理することとして事業を進めてきたが、それを直島外に搬出して中間処理施設以外の施設で処理するという事は、やはり焼却・熔融処理方式の一部変更になると思っている。なぜ、調停条項において直島で処理することを決めたかということ、もう一度繰り返しになるが、豊島住民としては他の地域の住民に迷惑をかけたくないこと、そして、二次被害を出さないことを念頭において調停条項をつくっている。処理量もそうたいした量でもなく、そのような面ではやむを得ないと思っているが、その点を確認だけはしておきたいという理由で、今回、提案した。

○県側

- ・3月の管理委員会において課題をいろいろ指摘された。それらを検討して、処理方法の方向性が具体的に決まり、管理委員会です承される際には、県としても提案したいと思っている。今ご指摘いただいた調停条項との調整については、当然意識している。

○住民側

- ・以前にも同じようなことがあったが、管理委員会で決定したものを提案してくるというのも良いが、基本方針としては前回決定したので、調停条項との関係もあるだろうとの考えから、県も早期にそのような立場に立って私たちと協議すればどうか。そのような観点でいて欲しいと思っている。何のために事務連絡会をやっているのかということをお願いしたい。

○岡市会長

- ・要するに、調停条項は処理の前提になるわけだから、このような議論がなされるときには、県側から提案しても良いではないか、ということである。

○県側

- ・当然、私たちも共創の理念に立って事業を進めている。ただ、この点については、若干認識の違いがある。私たちは、できるだけ処理困難な特殊前処理物の処理について、早期に処理したいということもあり、様々な方法を検討しているところで、その中の1つとして、島外の処理についても検討させて欲しいということをお願ひした。どのような方法が良いかという検討を進めているところで、少し作業が遅いということは申し訳ないが、解決すべき課題も多々あり、それらについて一定の整理ができた段階で、また相談させていただければと思っている。

②処理事業の進行管理

○住民側

- ・提案して、お願ひしたいことがある。というのは、私たちは、産廃特措法と言っているが、不法投棄による支障の除去に関する特別措置法は、本来なら昨年3月に終わっているところで、豊島も処理が完了しなければならなかった。日本で豊島と並んで一番大きな不法投棄であった、青森、岩手の県境の不法投棄については、既に廃棄物の撤去を終え、残すは地下水浄化のみとなっているが、豊島だけが廃棄物の無害化処理が終わっていないという意味では、きちんと処理を進めていかなければいけないと思っている。
- ・先ほど、県側の回答で、毎年度毎年度きちんと測量し、廃棄物の処理量等を検証しながら進めていくという話があったが、前回の処理協議会でも申し上げたが、現在、管理委員会そのものは、年度でいうと7月、12月、3月の3回開催されている。しかし、残り2年半となり、様々な不測の事態も起きないとは限らないので、できれば管理委員会を少なくとも年4回開催してはどうか。掘削計画も3カ月ごとに1期から4期というかたちで図示しているので、期毎にきちんと管理委員会の委員に現状を報告し、今後の対策等をきちんと審議していただくようにし、2年半後の平成29年2月には、きちんと処理が完了するように進めていただきたいと思います。よって、もう1度、管理委員会の開催頻度等について検討していただきたい。

○県側

- ・ご指摘のように、残り3年弱となり、進行管理が非常に重要になっている。先ほどの議論でも、残り少なくなって大丈夫かというご心配の意見もいただいた。
- ・青森、岩手の事例と豊島の事例とでは、事業の進め方が違う部分もあって、必ずしも比較ができない部分があるが、意識としてはこれまでよりも進行管理をしていかなければならないとの気持ちは持っている。確認書(案)については、また、私たちも検討させていただけたらと思っている。いずれにしても、私たちもできるだけ早く処理を終えたいという気持ちは同じであるし、その状況に応じて、当然、管理委員会の委員のご指導もいただきながら、安全と環境保全第一に進めていきたいと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

○岡市会長

- ・管理委員会にも伝えていただきたい。

(8) その他

①ウェブサイト「豊島・島の学校（豊かなふるさとを守る努力が未来を創る）」

○住民側

- ・昨年立ち上げたウェブサイト、「豊島・島の学校 豊かな島と海を次の世代へ」の考え方について、主に小学校高学年から中学生に、持続可能な社会をつくるために何を知り、どのように行動すればよいのかということを考えてもらうための教材を作った。
- ・私たちは、豊島事件を通じて、次のことを学んだ。豊島事件を引き起こしたのは、大量生産、大量廃棄の社会であること。大量生産、大量廃棄の社会は、持続可能でないこと。ふるさとを守る努力が持続可能な社会に結び付くこと。私たちは、これらの教訓が次世代の子どもたちに語り継がれるべきものであり、また、私たちの教訓を語り継ぐことが、世論の支援によって、事件が解決しつつある豊島の責務であると考えている。
- ・そのような意味で、記念日である6月6日にできるだけたくさんの人、次代を担う若い人たちに知っていただきたいと思ってこのようなサイトを立ち上げた。活用できる場所があれば、どこへでも行くので、香川県及び教育委員会には協力をよろしくお願いしたい。

②第2回「豊島・島の学校プラス」開校

○住民側

- ・島の学校として10回開催し、岡市会長には何度も来ていただいたが、いまだ処理が続いているということで、「豊島・島の学校プラス」として、昨年度から実行委員会の主体を変えて開催している。今年は8月22日から24日で開催する。中間・保管梱包施設の会議室を貸していただくとともに、処分地を見学させていただく予定であるので、その時には香川県にもご協力をお願いしたい。

○岡市会長

- ・「豊島・島の学校プラス」開校については、私も盛会を期待している。

③植田会長代理の意見

○岡市会長

- ・最後に、私から冒頭でも伝えたとおり、植田会長代理のご意見を3点お伝えしたい。
- ・1点目は、処理完了期限が近付き、事業を実施するにあたり、バックキャストिंग（先の見通しを持ちながら、今、確実に事業を実施すること）が重要である。2点目は、この事業については、今後とも様々な事案が起こるリスクがあることから、その場合にも的確に対処できるよう、県と豊島住民と相互のコミュニケーションを良好にすることが大事である。今までも私たちは、そのように努めてきたつもりであり、今後、まさに大事な2年余りの間、お互いのコミュニケーションを密にしていきたいと思っている。3点目は、県や専門家である委員だけでなく、豊島住民会議をはじめ、

関係者にも今後様々な事案が起こりうるということを認識いただき、新たな事案が発生した場合でも、共創の理念で的確に対応できるよう、意識的に安全側でこの事業を進行管理していくことが大切である、以上3点のご意見をいただいた。

- ・これらは、いつも植田会長代理が言われていることでもあるが、私たちもそのことを十分承知した上で、これからの処理問題に対処していきたいと思っている。

これで、本日の協議会を終わらせていただく。長時間ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成26年11月11日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 濱 中 幸 三

協議会員 武 本 哲 史